

子どもの貧困対策の推進に関する国への提案について

県では、本年 3 月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、特に、貧困の割合が高いひとり親家庭に重点を置いて支援の取組みを進めることとしています。

そこで、本年 8 月、主にひとり親家庭に支給される「児童扶養手当」の受給資格者を対象としたアンケート調査を実施しました。（結果速報を 12 月 4 日に発表済み）

調査結果から得られたひとり親家庭の現状やニーズを踏まえ、本日、内閣府、厚生労働省及び文部科学省に対して、子どもの貧困対策の推進に関する提案を行いましたので、お知らせします。

資料 要望書

(問い合わせ先)

神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課

課長 小島 電話(045)210-4650

副課長 宮本 電話(045)210-4651

子どもの貧困対策の推進に関する提案

神奈川県では、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が連鎖することのないよう、本年3月、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

この計画では、特にひとり親家庭で相対的貧困率が高いこと、また、本県のような都市部でひとり親家庭の増加が見込まれていることから、ひとり親家庭に重点を置いて取組みを進めることとしています。

そこで、本年8月、県では、ひとり親家庭の現状とニーズを把握するため、児童扶養手当の受給資格者を対象としたアンケート調査を実施しました。調査結果からは、家族全体の過去1年間の年収が300万円未満という回答が7割以上、過去1年間に経済的理由のために公共料金の支払いができなかったことがあるという回答が約3割など、ひとり親家庭の厳しい現状が明らかになりました。また、児童扶養手当などの現金給付の拡充への要望や、子どもの安全で安心な居場所づくりを求める声などが寄せられ、ひとり親家庭の現状とニーズを把握する貴重な資料となりました。

本県といたしましては、今後、この調査結果を踏まえ、情報提供の充実や子どもの居場所づくりなどに取り組んでまいります。国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、国におかれましても、次のような措置を講じていただき、子どもの貧困対策を一層推進するようお願いいたします。

添付資料：「神奈川県ひとり親家庭アンケート」結果速報（平成27年12月4日記者発表資料）

1 児童扶養手当など現金給付の拡充

国において、児童扶養手当の機能の充実について検討されていると承知していますが、本県が実施した「ひとり親家庭アンケート」でも、ひとり親家庭が最も行政に求めている制度は「児童扶養手当などの現金給付の拡充」です。このため、第2子以降への手当の増額はもとより、第1子への手当の増額や所得制限の緩和、大学等へ進学した際の支給期間の延長など、一層の制度の拡充を図ること。

2 医療費助成制度の創設

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親家庭への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置については、直ちに廃止すること。

3 教育の支援の拡充

非正規雇用の拡大など雇用環境が厳しさを増す中、貸与型奨学金の返済が卒業後の子どもたちの大きな負担となっています。本県が実施した「ひとり親家庭アンケート」でも、「学校教育にかかる費用の助成・免除の拡充」を求める声は、現金給付の拡充に続いて2番目に多くなっています。このため、高校生等奨学給付金の対象者の拡大や支給額のさらなる増額、国による大学生への給付型奨学金の創設など教育の支援を拡充すること。

4 ひとり親家庭への就業支援の拡充

「高等職業訓練促進給付金」は、現在、支給期間の上限が2年となっています。本県の受給者の大半は、看護専門学校への修学のために受給していますが、看護師養成課程は通常3年間であるため、支給期間を超える1年間の生計の維持が困難な現状があります。このため、支給期間の上限を3年に延長すること。

また、ひとり親世帯への相談に対応している「母子・父子自立支援員」の相談時間の延長やきめ細かな相談対応を行うため、支援員のより手厚い配置に対する国の財政的な支援を行うこと。

5 特別な配慮が必要な子どもたちへの支援の拡充

貧困の連鎖を防止するため、児童養護施設退所者など自立に向けて特別な配慮が必要な子どもへの支援を拡充すること。特に、仕事と住まいを同時に確保しなければならない施設退所直後の生活の安定のため、負担の先延ばしにつながる貸付ではなく、給付型の支援制度を創設すること。

6 国の子どもの貧困対策への地方の意見の反映

子どもの居場所づくりなど、国において新たに検討されているひとり親支援施策が、都道府県及び市町村にとって利用しやすいものとなるよう、制度設計にあたり、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とすること。

とりわけ、子どもの居場所づくり事業などにおいて、ひとり親家庭だけを対象とすることは、対象の特定が難しく、かつ、ひとり親家庭の子どもへの差別を誘発するおそれがあるため、ひとり親家庭以外も対象とできるよう柔軟な制度とすること。

7 子どもの貧困に関する調査の実施

子どもの貧困に関する都道府県別データが十分整備されていないため、国による詳細な調査を実施し、全国比較ができるような都道府県別のデータを公表すること。

8 制度拡充の際の財源措置

各制度の拡充にあたっては、地方負担が増加しないよう確実に財源措置を行うこと。

平成27年12月24日

内閣府特命担当大臣	加藤 勝信 殿
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿
文部科学大臣	馳 浩 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治